

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 深谷東松山線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
東松山市大字市ノ川字西耕地五 四六番八地先から同市松山町三 丁目一一八九番四 五地先まで	東松山市大字市ノ川字西耕地五 三六番一 地先から同市松山町三丁目一一 八九番六 地先まで	東松山市大字市ノ川字西耕地五 三六番一 地先から同市松山町三丁目一一 八九番六 地先まで	区 間
一一・七二〇二六・〇三	七・三四〇五八・二〇	七・三四〇八・二二	敷地の幅員 (メートル)
九二・二〇	一九七・六〇		延長 (メートル)
			備 考